

高森町の給与・定員管理等について

1. 統括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

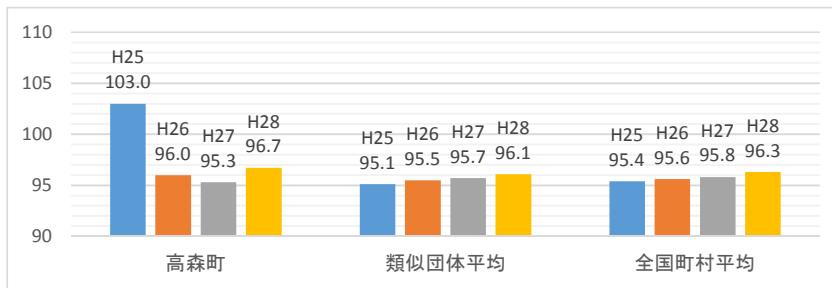
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	6,743人	4,701,225千円	95,747千円	836,716千円	17.8%	17.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	86人	309,682千円	31,316千円	113,657千円	454,655千円	5,287千円	5,623千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えて
 について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給 ※人事委員会を設置していないため記載なし。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
27年度	- 円	- 円	- 円 (- %)	- %	- %	- %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 **実施** 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率,実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合はその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施(期間については、職員組合との交渉が未了のため未定)
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

支給対象地域でなく該当なし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2.職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高森町	39.2歳	286,273円	325,526円	313,679円
熊本県	43.3歳	340,459円	400,221円	367,148円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.8歳	307,432円	353,054円	336,977円

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
高森町	—	—	—
うち給食調理員			
うち自動車運転手			

※個人情報特定される可能性があるものについては公表しない
 (2人以下の項目)

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年間ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・通勤手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

②医療職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高森町	34.2歳	270,159円	283,927円	278,899円
熊本県	—	—	—	—
国	46.9歳	314,264円	—	346,820円
類似団体	43.1歳	308,720円	351,454円	324,385円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		高 森 町	熊 本 県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
医療職	大学卒	206,300円	—	—
	短大卒	194,200円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

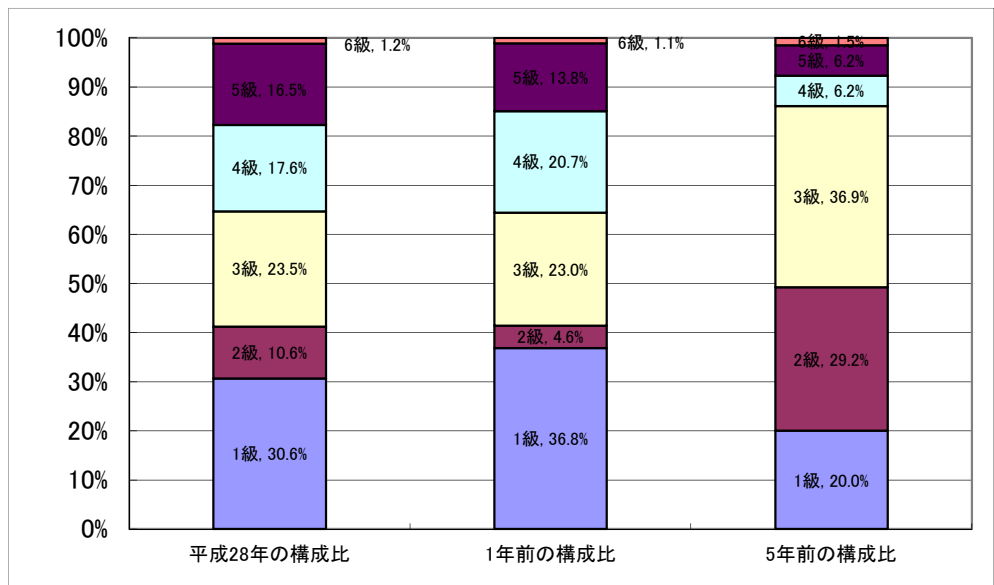
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	321,045円	—	395,881円
	高校卒	256,285円	302,847円	348,256円	394,035円
医療職	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事及び保育士の職務(2級に掲げる職務を除く)	31人	36.5%	140,100円	246,100円
2 級	主査及び保育士の職務	4人	4.7%	190,200円	303,000円
3 級	係長及び主任保育士の職務 参事の職務	17人	20.0%	226,400円	348,800円
4 級	課長補佐及び職務内容等がこれと同程度の職の職務 保育園長の職務 主幹の職務	18人	21.2%	259,900円	379,800円
5 級	課長及び職務内容等がこれと同程度の職の職務 審議員の職務	14人	16.5%	286,200円	391,800円
6 級	総務課長及び職務内容等がこれと同程度の職の職務	1人	1.2%	317,000円	409,000円

- (注) 1 高森町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	高森町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 森 町	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,322千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,692千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.7月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75月分)	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.7月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆3級…5% ◆4・5級…10% ◆6級…15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆役職加算 5~20% ◆管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆役職加算 5~20% ◆管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年度中における運用	高森町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

高 森 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
(退職時特昇)	—				
1人当たり平均支給額	◆一般行政職 21050千円 ◆技能労務職 —				

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	—			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
—	— %	— 人	— %	

※高森町には本手当はありません。

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)	—			千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)	—			%
手当の種類(手当数)	—			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
—	—	—	—	

※高森町には本手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	3,237千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	38千円
支給実績（平成26年度決算）	3,671千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	43千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度実績)
扶養手当	○配偶者:13,000円 ○扶養親族:6,500円 (配偶者なし扶養1人のみ11,000円・特定扶養は5,000円を加算)	同じ	—	10,304千円	217千円
住居手当	○借家の場合:27,000円を限度に支給(家賃12,000円以下は支給しない)	同じ	—	7,545千円	235千円
通勤手当	○交通機関利用:月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等利用の場合:距離に応じ2,000円から31,600円	同じ	—	4,542千円	107千円
管理職手当	総務課長33,800円,課長議会教育局長24,000円 審議員・監査局長・園長16,000円補佐園長代理11,600円	異なる	役職及び支給額(率)	5,632千円	213千円
宿日直手当	○1回の勤務につき、4,200円 ※5時間未満の場合⇒2,100円	同じ	—	3,293千円	50千円
休日勤務手当	○祝日等に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額	同じ	—	—	—

5. 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	町長	726,300円	(参考)類似団体における最高/最低額 817,000円 / 378,500円
	副町長	545,900円	678,000円 / 471,000円
報酬	議長	290,500円	364,000円 / 222,000円
	副議長	239,600円	285,000円 / 177,000円
	議員	217,800円	263,000円 / 143,000円
期末手当	町長 副町長	(平成27年度支給割合) 2.60 月分	
	議長 副議長 議員	(平成27年度支給割合) 2.60 月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		726,300円×在職年数×500/100 545,900円×在職年数×290/100	14,526,000円 6,332,440円
備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

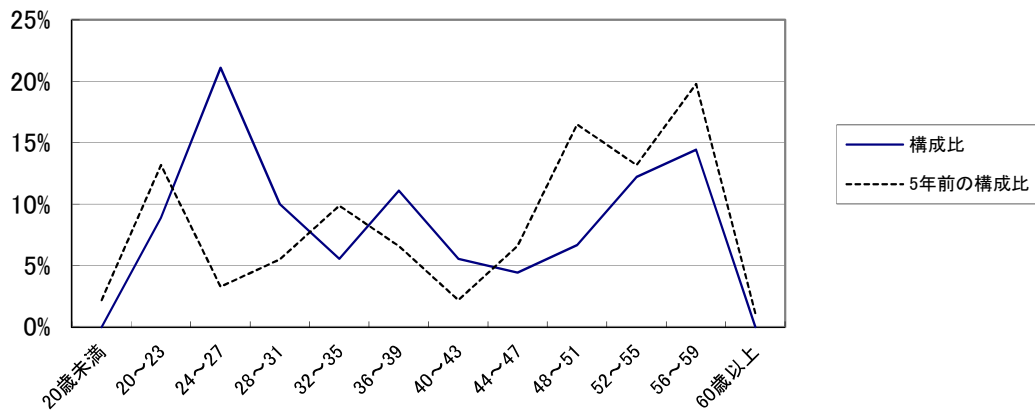
6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分		職員数		対前年増減	主な増減理由
	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2名	2名	0名	昨年は新規採用職員を総務課付けで採用していた為。業務増により人員の増加。 定年退職による欠員を補充していない為。 新規採用保健師の増。 人事異動による欠員の補充。
		総務	33名	28名	△5名	
		税務	6名	7名	1名	
		民生	15名	14名	△1名	
		衛生	6名	7名	1名	
		農林水産	8名	9名	1名	
		商工	3名	3名	0名	
	土木	5名	6名	1名		
	計	78名	76名	△2名	(参考)人口1万人当たり職員数 109.34人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 126.84人)	
	教育部門	8名	7名	△1名	定年退職による1名減。	
小計	86名	83名	△3名	(参考)人口1万人当たり職員数 119.41人 (類似団体の人口1万人あたり職員数 153.09人)		
公営企業等部門	水道	2名	2名	0名		
	その他	5名	5名	0名		
小計	7名	7名	0名			
合計	93名	90名	△3名	(参考)人口1万人当たり職員数 129.48人		
		[97名]	[97名]			

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	19人	9人	5人	10人	5人	4人	6人	11人	13人	0人	90人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	73人	71人	75人	77人	78人	76人	3人	11.4 %
教育	9人	10人	9人	9人	8人	7人	-4人	△ 33.3 %
消防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0 %
普通会計	82人	81人	84人	86人	86人	83人	1人	48.8 %
公営企業等会計	9人	8人	8人	7人	7人	7人	-2人	△ 22.2 %
総合計	91人	89人	92人	93人	93人	90人	-1人	22.0 %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。